

○中央市文化財保存等事業費補助金交付要綱

平成18年2月20日

教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)、山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号。以下「県条例」という。)及び中央市文化財保護条例(平成18年中央市条例第96号。以下「市条例」という。)の規定に基づき指定された市内に存在する文化財の管理、修理、継承、公開その他文化財の保存及び活用に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、中央市補助金等交付規則(平成18年中央市規則第40号)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 法及び県条例に基づいて指定された文化財のうち、国及び県から補助金を交付された事業
- (2) 市条例に基づいて指定された文化財の保存等に必要なる事業
- (3) その他中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する事業については、補助対象経費から国庫補助金及び県費補助金を差し引いた額の2分の1以内とする。
- (2) 前条第2号及び第3号に規定する事業については、補助対象経費の2分の1以内とし、教育委員会が定めた額とする。

(事業計画の策定)

第4条 補助を受けようとする者は、教育委員会が別に定める日までに、必要な書類を添えて指定文化財補助事業計画書(様式第1号)を提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、文化財保存等事業費補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添え、別に定める期日までに教育委員会に提出しなければな

らない。

- (1) 設計仕様書及び設計図
 - (2) 補助事業に係る収支予算書
 - (3) 補助事業を実施しようとする箇所の写真及び見取図
 - (4) その他教育委員会が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第6条 教育委員会は補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の決定をしたときは、文化財保存等事業費補助金交付決定書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、教育委員会が必要と認めるときは、現地調査を実施するものとする。

3 教育委員会は、第1項の決定について、必要な条件を付すことができる。

(補助事業の変更等)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次に該当する場合、関係書類を添えて文化財保存等事業費補助金交付決定(変更・中止・廃止)申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 予定の期間内に完了しないとき。
- (3) 事業を中止しようとするとき。

2 教育委員会は前項の規定により申請書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、文化財保存等事業費補助金交付決定変更・中止(廃止)通知書(様式第5号)を申請者に通知しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、教育委員会が必要と認める場合は、次に掲げる報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 着工報告書(様式第6号) 事業に着手したとき。
- (2) 完了報告書(様式第7号) 事業が完了したとき。

2 前項の規定による状況報告の提出に当たっては、教育委員会は事業者に対し必要な書類を求めることができる。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、原則として事業完了後に完成検査を実施した上で交付する。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに文化財保存等事業費補助金実績報告書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 事業明細書
- (3) 事業の経過及び完了後の写真
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

附 則

この告示は、平成18年2月20日から施行する。